

女性と子どもの安全をみまもる企業運動推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性犯罪を抑止し、女性と子どもが安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、福岡県（以下「県」という。）が推進する「女性と子どもの安全をみまもる企業運動」（以下「みまもり企業運動」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「みまもり企業運動」とは、性犯罪から女性と子どもを守るための企業による自主的な企業運動をいう。

2 この要綱において、「女性と子どもの安全みまもり企業」（以下「みまもり企業」という。）とは、みまもり企業運動の趣旨に賛同し、県と協働して性犯罪抑止活動を行う企業をいう。

(県の役割)

第3条 県は、みまもり企業運動を県内に普及・啓発するとともに、みまもり企業に対し、情報の提供、助言等の支援を行うものとする。

(みまもり企業の基準)

第4条 知事は、みまもり企業に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合は、みまもり企業への参加を認めるものとする。

- (1) 県内に事業所を有していること。
- (2) 女性と子どもを性犯罪から守る企業活動を継続して行うことができること。
- (3) 必要に応じて行政や警察に対し、活動状況等について情報提供を行うことができること。
- (4) 代表者及び役員が暴力団員でないこと。
- (5) 代表者及び役員が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事が不相当と認める場合は、みまもり企業への参加を認めないものとする。

(参加申込方法)

第5条 参加希望者は、女性と子どもの安全みまもり企業参加申込書（変更届）（様式第1号）に必要事項を記入し、企業の概要が分かる資料を添付し、知事に参加の申込みをするものとする。

(参加決定等)

第6条 知事は、参加希望者から参加の申込みがあったときは、参加希望者が第4条に規定するみまもり企業の基準に該当しない場合を除き、参加決定を通知し、活動ステッカーを配付するものとする。

(申込内容の変更)

第7条 みまもり企業は、申込内容に変更があった場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

2 前項の届出は、女性と子どもの安全みまもり企業参加申込書(変更届)(様式第1号)によるものとする。

(活動辞退)

第8条 みまもり企業は、女性と子どもを性犯罪から守る企業活動を行うことができなくなった場合は、女性と子どもの安全みまもり企業辞退届(様式第2号)により、速やかに知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により、みまもり企業が活動を辞退する場合は、活動ステッカーを返還しなければならない。

(参加の取消し)

第9条 知事は、みまもり企業が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、みまもり企業の参加を取り消すものとする。

(1) 第4条に規定するみまもり企業の基準に該当しなくなった場合

(2) みまもり企業が、社会的信用を失墜する行為を行った場合

(3) その他知事が、参加を不相当と認める場合

2 前項の規定によりみまもり企業の参加を取り消された者は、直ちに活動ステッカーを知事に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月18日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月7日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。